

6 階段

チェックポイント

- ① 階段の両側に手すりが設置されているか
- ② 階段の踏み面は識別しやすい色となっているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

利用者の用に供する階段であって直接地上に通じる出入口がない階に通じるものは、次に定める構造であること。

- (一) 手すりが設けられていること。
- (二) 回り段が設けられていないこと。
- (三) 表面は、滑りにくい仕上げであること。
- (四) 段の踏面は、色等により段であることが識別しやすいものであること。
- (五) つまずきにくい構造であること。
- (六) 段の部分の上端付近には、注意喚起用床材が敷設されていること。

【整備のポイント】

- ・階段は、障害者や高齢者にとって移動の負担が大きく、危険性も高い場所であるため、転落防止等の安全確保に配慮することが重要です。

【整備の手引き】

手すりの設置

- 手すりは階段の両側に連続して設置することが望めます。
- 1段手すりとする場合、地面から手すり中心までの高さを75cm～85cm程度とします。
- 2段手すりとする場合、地面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段で65cm程度とします。
- 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とすることが望めます。
- 手すりの材質は、木材など、気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質にする等の配慮をします。

点字の表示

- 手すりの先端には、行き先情報を点字で表示し、点字の内容を文字で併記します。
- 点字は、はがれにくいものとします。

回り段の禁止

- ◎ 踏面の幅が一定でない**回り段やらせん階段は、設置しない**ようにします。

床の仕上げ

- ◎階段の踏面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮します。

段の角（段鼻）

- ◎段の角部分は、**突き出しがないこと等、つまづかないような構造**とします。
- ◎段の角に設ける段鼻は、注意喚起のため、**踏面の色と異なる識別しやすい色**とします。

階段の両端

- 階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう階段の端を5cm以上立ち上げることが望まれます。ただし、側面が壁である場合は、足を踏み外すことはないため、この限りではありません。
- ◎階段の登り口、降り口、踊り場には、**注意喚起のため点状ブロックを設置**します。
- 階段の幅は、杖使用者等が円滑に上り下りできるよう、140cm以上とすることが望まれます。
- 階段の登り口、降り口、踊り場には、長さ120cm以上の平らな面を設けることが望まれます。

2段手すりの階段の例

